

I 共に生きるとちぎをつくるために



令和7(2025)年度栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業
「障害者週間のポスター」小学生部門 最優秀賞
真岡市立真岡東小学校 柳 結衣 さんの作品

題名：「思いやりの木の下で」

1 普及啓発

(1)障害者週間（12月3日～9日）

障害者週間は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、平成16(2004)年に、障害者基本法に定められました。

なお、障害者週間の初日である12月3日は、国連で定められた国際障害者デーでもあります。

一方で、12月9日は、改正前の障害者基本法において、既に「障害者の日」と規定されていましたが、平成16(2004)年に行われた障害者基本法の改正により、「障害者の日」が「障害者週間」に拡大され、一週間の期間が規定されることになりました。そして、国は、「障害者週間」に関連して、全国各地での積極的な啓発・広報活動が展開されるよう働きかけています。

栃木県では、「障害者週間」関連行事として、とちぎナイスハート農福マルシェ、とちぎナイスハートバザール、おもいやり駐車スペース適正利用キャンペーン、栃木こころの絵画・書道展、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」表彰式、「障害者週間のポスター」入選作品の展示などを実施しています。

(2)栃木県心の輪を広げる障害者理解促進事業

障害者に対する県民の理解の促進を図るため、県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集します。

◎心の輪を広げる体験作文

①募集テーマ

「出会い、ふれあい、心の輪－障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう－」

②応募資格

小学生以上(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む)

③募集期間

令和8(2026)年7月1日(水)～9月3日(木)

◎障害者週間のポスター

①募集テーマ

「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

②応募資格

小学生及び中学生(義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む)

③募集期間

令和8(2026)年7月1日(水)～9月3日(木)

□問合せ先 県障害福祉課企画推進担当 TEL.028-623-3490 FAX.028-623-3052



心の輪を広げる障害者理解促進事業入選者表彰式の様子

(3)世界自閉症啓発デー（4月2日）

平成19(2007)年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、世界各地において自閉症に関する取組が行われることになりました。

また、日本においては、この「世界自閉症啓発デー」に加えて、4月2日から8日までの1週間を「発達障害啓発週間」として、関係団体や国、地方自治体が協力し、発達障害について広く啓発する活動を展開していくこととしています。

(4)とちぎナイスハートバザール事業

障害者就労支援施設の取組を広く県民に周知するとともに、そこで作られる商品の販売機会を設けることで、障害者の工賃向上に寄与する販売会を開催しています。

令和7年度は、県庁や県立博物館のほか、金融機関及び企業等の協力を得て、販売会を開催しました。



(5)とちぎナイスハート農福マルシェ事業



農業と福祉が連携した「農福連携」の取組について、県民に周知するとともに、障害者就労支援施設で作られる野菜や農産加工品の販売機会を設けることで、障害者の工賃向上に寄与する「とちぎナイスハート農福マルシェ」を開催しています。

令和7年度は、11月28日（金）に、栃木県庁いちごホール（1階県民ロビー）で開催し、約300名が来場しました。

2 障害者差別解消の推進

誰もが安心して暮らせるふるさと栃木県として今後も発展していくためには、全ての県民が、障害や障害者に関する理解を深めて障害者差別の解消に取り組む必要があることを踏まえ、県では、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、「栃木県障害者差別解消推進条例」を制定しました。

条例に基づき、障害者差別を解消するための相談窓口（栃木県障害者権利擁護センター）を設置し、寄せられた相談内容に応じて、情報提供や助言、関係者間の調整等を行っています。

さらに、栃木県障害者差別解消推進委員会を設置し、事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する事案に対して、相談によって解決できない場合には、あっせんなども行っています。

また、平成29(2017)年3月には、障害者差別解消を推進するための具体的な行動につながる手がかりを記載した「障害者差別解消のための道しるべ」（栃木県障害者差別対応指針）を策定しました。

令和6(2024)年4月の障害者差別解消法の改正・施行に伴い、栃木県障害者差別解消推進条例も改正して「事業者における合理的配慮の提供の義務化」等を追加しました。

(1)栃木県障害者差別解消推進条例

①基本理念

- ア. 等しく基本的人権を享有する個人として全ての県民の尊厳が重んぜられること及びその尊厳にふさわしい地域生活を営む権利が尊重されること
- イ. 全ての県民及び事業者が、障害及び障害者に関する理解を深めること
- ウ. 地域社会を構成する多様な主体が、相互に協力すること

②不当な差別的取扱いの禁止と社会的障壁の除去のための合理的配慮

- ア. 何人も不当な差別的取扱いをすることは禁止
- イ. 県は、困っていることを伝えられたか否かにかかわらず、合理的配慮をする
- ウ. 事業者は、困っていることを伝えられたら、合理的配慮をする
- エ. 県民は、合理的配慮をするように努める

③相談窓口とあっせん

ア. 相談窓口 栃木県障害者権利擁護センター

TEL. 028-623-3139 FAX. 028-623-3052

メールアドレス syougai-kenriyogo@pref.tochigi.lg.jp

イ. あっせん

相談をしてもお店や会社などの事業者による不当な差別的取扱いや、合理的配慮の不提供事案が解決できない場合は、解決につながる提案(あっせん)を求めることができます。

お店や会社などの事業者が、正当な理由なく「あっせん」を受け入れないときは、県が勧告し、勧告に従わなかったときには、勧告の内容等を公表することもあります。

④事例募集

障害者差別解消を推進するため、栃木県では良い事例や取組を募集しています。

・事例募集メールアドレス syougai-suishin01@pref.tochigi.lg.jp

◎相談窓口一覧 ※相談は、県及び県内全ての市町にすることができます。

No	市町名等	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
1	栃木県	028-623-3139	028-623-3052	syougai-kenriyogo@pref.tochigi.lg.jp
2	宇都宮市	028-632-2353	028-636-0398	u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp
3	足利市	0284-20-2169	0284-21-5404	shogai-f@city.ashikaga.lg.jp
4	栃木市	0282-21-2203	0282-21-2682	f-service@city.tochigi.lg.jp
5	佐野市	0283-20-3025	0283-24-2708	syogaifukushi@city.sano.lg.jp
6	鹿沼市	0289-63-2176	0289-63-2169	syogaifukushi@city.kanuma.lg.jp
7	日光市	0288-21-5174	0288-21-5105	shakai-fukushi@city.nikko.lg.jp
8	小山市	0285-22-9629	0285-24-2370	d-fsomu@city.oyama.lg.jp
9	真岡市	0285-83-8129	0285-83-8554	syakaifukushi@city.moka.lg.jp
10	大田原市	0287-23-8954	0287-23-1389	fukushi@city.ohtawara.tochigi.jp
11	矢板市	0287-43-1116	0287-43-5404	shakaifukushi@city.yaita.tochigi.jp
12	那須塩原市	0287-62-7026	0287-63-8911	shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp
13	さくら市	028-681-1161	028-682-1305	fukushi@city.tochigi-sakura.lg.jp
14	那須烏山市	0287-88-7115	0287-88-6069	kenkohfukushi@city.nasukarasuyama.lg.jp
15	下野市	0285-32-8900	0285-32-8601	syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp
16	上三川町	0285-56-9128	0285-56-6868	fukushi01@town.kaminokawa.lg.jp
17	益子町	0285-72-8866	0285-72-6430	fukushi@town.mashiko.lg.jp
18	茂木町	0285-63-5631	0285-63-5600	hokenn.fukushi@town.motegi.tochigi.jp
19	市貝町	0285-68-1113	0285-68-4671	fukushi01@town.ichikai.tochigi.jp
20	芳賀町	028-677-1112	028-677-2716	fukushi@town.tochigi-haga.lg.jp
21	壬生町	0282-81-1829	0282-81-1121	kenko@town.mibu.tochigi.jp
22	野木町	0280-57-4196	0280-57-4193	kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp
23	塩谷町	0287-47-5173	0287-45-1840	fukushi@town.shioya.tochigi.jp
24	高根沢町	028-675-8105	028-675-8988	syougaisya@town.takanezawa.tochigi.jp
25	那須町	0287-72-6917	0287-72-0904	hoken@town.nasu.lg.jp
26	那珂川町	0287-92-1119	0287-92-1164	shakaif@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

(2)ヘルプマークの配布

県では、外見からは分かりにくい、聴覚障害者や高次脳機能障害者、難病患者等の皆様が必要としている支援を受けやすくするため、周囲の人々に合理的配慮を促すヘルプマークを配布しています。配布場所は、県庁総合案内、各健康福祉センター、障害者総合相談所、精神保健福祉センター、とちぎ難病相談支援センター、各県民相談室、各市町、とちぎ福祉プラザとなっています。（詳しくは県公式HPにてご確認ください。）

□問合せ先 県障害福祉課企画推進担当 TEL.028-623-3490



栃木県 ヘルプマーク

検索

3 権利擁護

(1)とちぎ権利擁護センター（あすてらす）

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援しています。

◎地区センター

No	名 称	所在地	TEL	FAX
1	あすてらす・うつのみや	〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15 市総合福祉センター内	028-635-1234	028-636-1248
2	あすてらす・あしかが	〒326-0064 足利市東砂原後町1072 市総合福祉センター内	0284-44-0372	0284-44-0382
3	あすてらす・とちぎ	〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40 市保健福祉センター内	0282-20-7755	0282-22-4467
4	あすてらす・さの	〒327-0003 佐野市大橋町3212-27 総合福祉センター内	0283-21-5330	0283-22-8199
5	あすてらす・かぬま	〒322-0043 鹿沼市万町931-1 市総合福祉センター内	0289-63-2817	0289-62-9361
6	あすてらす・にっこう	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原2-6	0288-25-3070	0288-25-3075
7	あすてらす・おやま	〒323-0023 小山市中央町2-2-21	0285-22-5353	0285-22-2940
8	あすてらす・もおか	〒321-4325 真岡市田町1349-1 ふれあい福祉プラザ内	0285-83-8844	0285-82-5516
9	あすてらす・おおたわら	〒324-0041 大田原市本町1-3-1 市役所A別館内	0287-23-7375	0287-23-1138

No	名 称	所在地	TEL	FAX
10	あすてらす・やいた	〒329-2504 矢板市泉526 矢板市泉きずな館内	0287-43-8700	0287-43-0402
11	あすてらす・なすしおばら	〒329-2705 那須塩原市南郷屋5-163 市健康長寿センター 内	0287-38-1161	0287-36-8710
12	あすてらす・さくら	〒329-1312 さくら市櫻野1329 氏家福祉センター 内	028-682-2217	028-682-9888
13	あすてらす・なすからすやま	〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1 市保健福祉センター 内	0287-88-7551	0287-88-9747
14	あすてらす・しもつけ	〒329-0414 下野市小金井789 市保健福祉センターゆうゆう館内	0285-43-1250	0285-44-5807
15	あすてらす・かみのかわ	〒329-0617 河内郡上三川町上蒲生127-1 上三川いきいきプラザ内	0285-56-3166	0285-56-3164
16	あすてらす・ましこ	〒321-4217 芳賀郡益子町益子1532-5 福祉センター内	0285-70-1218	0285-72-9141
17	あすてらす・もてぎ	〒321-3531 芳賀郡茂木町茂木1043-1 茂木町保健福祉センター 元気アップ館内	0285-63-4969	0285-63-5070
18	あすてらす・いちかい	〒321-3423 芳賀郡市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター	0285-68-3151	0285-68-3553
19	あすてらす・はが	〒321-3307 芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1 農業者トレーニングセンター内	028-677-4711	028-677-4732
20	あすてらす・みぶ	〒321-0214 下都賀郡壬生町壬生甲3843-1 保健福祉センター内	0282-82-7899	0282-82-3589
21	あすてらす・のぎ	〒329-0101 下都賀郡野木町友沼5840-7 ホープ館 内	0280-57-3100	0280-57-3101
22	あすてらす・しおや	〒329-2221 塩谷郡塩谷町玉生872	0287-45-0133	0287-45-2413
23	あすてらす・たかねざわ	〒329-1207 塩谷郡高根沢町大字花岡72-2 地域支えあいセンター内	028-612-3440	028-612-3441
24	あすてらす・なす	〒329-3215 那須郡那須町寺子乙2566-1 ゆめプラザ・那須内	0287-72-5133	0287-72-0416

No	名 称	所在地	TEL	FAX
25	あすてらす・なががわ	〒324-0613 那須郡那珂川町馬頭560-1 馬頭総合福祉センター内	0287-92-2226	0287-92-1295
26	とちぎ権利擁護センター (栃木県社会福祉協議会内)	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234	028-621-5298

※ 一般相談(来所又は電話) 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00

※ 一部の「あすてらす」では、受付時間が異なります。

(2)成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害、高次脳機能障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、たとえば、次のような時に利用できます。

ア. 高齢になり、自分の財産の管理を頼れる人がいなくて不安な場合

イ. 子どもはいるけれども、将来はあてにできない。遺産相続で争いが起きることは避けたい場合

ウ. 知的障害のある子どもの将来が心配。親が亡くなった後の子どもの財産管理を頼みたい場合

エ. 高齢のため入院中で、自分の預金や土地の管理等ができないので、相談したい場合

□問合せ先

No	名 称	所在地	TEL
1	宇都宮家庭裁判所	〒320-8505 宇都宮市小幡1-1-38	028-621-4858
2	宇都宮家庭裁判所真岡支部	〒321-4305 真岡市荒町5117-2	0285-82-2076
3	宇都宮家庭裁判所大田原支部	〒324-0056 大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
4	宇都宮家庭裁判所栃木支部	〒328-0035 栃木市旭町16-31	0282-23-0568
5	宇都宮家庭裁判所足利支部	〒326-0057 足利市丸山町621	0284-41-3168
6	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部(栃木県司法書士会)	〒320-0848 宇都宮市幸町1-4	028-632-9420
7	権利擁護センターぱあとなあとちぎ ([社]栃木県社会福祉士会)	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-623-1725
8	栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-6	028-622-2008
9	とちぎ成年後見支援センター (栃木県社会福祉協議会内)	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234